

行き届いたセキュリティで安心

マイナンバー制度



▲マイナンバーキャラクター マイナちゃん

マイナンバー制度は、異なる機関が管理するそれぞれの個人情報をマイナンバーで確認できるようにするため、書類の手続きを簡略化することができますが、制度の運用には、相応の情報管理体制が必要です。

今号では、マイナンバー制度のセキュリティについて紹介します。

マイナンバーは、いつ、どのように交付されますか

平成27年10月5日以降、住民票を有する方に、マイナンバーが記載された通知カードを、世帯ごとに簡易書留で郵送します。

原則として、住民票に登録されている住所宛てに郵送されますので、住民票の住所と実際にお住まいの住所が異なる方は、通知カードが届かない恐れがありますので、住所変更の届け出を行ってください。

また、平成28年1月1日以降、希望する方の申請により『個人番号カード』を交付します。ICチップが搭載されており、e-Taxなどの電子申請が行えます。

ICチップには、税や年金の情報など、プライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報は

個人番号カードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。



個人番号カード（ICチップ）には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。



個人番号カード（ICチップ）に、プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

▲セキュリティに配慮している『個人番号カード』

が『個人番号カード』そのものから漏れいすことはありません。しかし、カードには、氏名、住所、生年月日などの個人情報が記載される予定ですので、紛失・盗難には気を付けてください。

個人情報の管理体制はどのようになりですか

マイナンバー制度では、それぞれの個人情報が同じところで管理されることはありません。たとえば国税に関する情報は税務署で、児童手当や生活保護に関する情報は市役所で、健康保険に関する情報は健康保険組合などで、これまでどおり、情報はそれぞれの機関で管理されます。

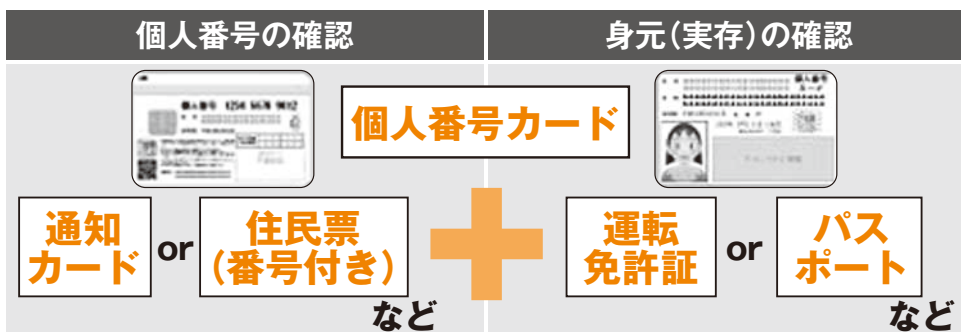
また、各機関の間で情報をやり取りする際には、マイナンバーではなく、機関ごとに異なるコードを用いますので、他の機関との間では情報が遮断されます。そのため、個人情報を芋づる式に抜き出せない仕組みとなっております。

『なりすまし』をされて、マイナンバーを悪用されませんか

マイナンバーを使って手続きを行う際には、『なりすまし』や悪用に対応するために、本人確認を厳格に行うことが義務付けられています。

『個人番号カード』や運転免許証など、顔写真付きの身分証明書によって本人確認をする体制が取られるので、マイナンバーだけで手続きを行うことはできません。

また、万が一、マイナンバーが漏えいし、不正に用いられる恐れがあると認められる場合には、マイナンバーを変更することが可能です。



▲マイナンバーを使った手続きでは、番号と顔写真の両方で厳格に本人確認をします

問い合わせ

企画調整グループ

(05)5109